

介護支援専門員証の更新手続きについて

介護支援専門員証(以下「証」といいます。)の有効期間満了後も介護支援専門員として業務に従事するためには、証の有効期間満了日までに更新の手続きを行う必要があります。

つきましては、更新研修を修了したにも関わらず更新の手続きをまだ行っていない方は、早急に更新手続きを行ってください(手続きを行わずに有効期間が満了した場合、その時点で介護支援専門員としての業務を行うことができなくなります)。

また、事業者におかれましても、所属する介護支援専門員の更新手続きが確実に行われるよう、その管理にご留意願います。

更新手続きの期間 有効期間満了日の1年前から有効期間満了日まで

平成19年に証の交付を受けた方の更新期限が迫っています！

(例:平成19年3月8日証交付 平成24年3月7日が更新期限)

更新研修を受講しただけでは更新されません、必ず更新手続きが必要です。

手続きの詳細は京都府ホームページで確認してください。

(<http://www.pref.kyoto.jp/kaigo/1172563786999.html>)

他の都道府県登録者は、登録都道府県で更新手続きを行ってください。

(手続きの詳細は、登録都道府県へお問い合わせください。)

証の更新を行わずに失効した状態で業務を行った場合、本人は資格の消除対象となります。
また、事業者は介護報酬の返還や処分等の対象となることがあります。

いったん証が失効すると、再研修を修了しなければ証の再交付ができません。

失効前に修了した更新研修は、再研修とは認められません。

(お問い合わせ先)

京都府健康福祉部 高齢者支援課 介護計画・管理担当 TEL 075 - 414 - 4579